

板橋区特別支援アドバイザー設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、区立小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、その実態把握及び支援に係る助言並びに校内体制に係る助言を行うとともに、教職員等の専門性の向上を図り、もって特別支援教育に係る各学校の体制整備及び取組を促進するため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第 41 号)に基づき、特別支援アドバイザーの設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 特別支援アドバイザーの取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第2条 特別支援アドバイザーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 校内委員会(平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」(以下「通知」という。))に規定する校内委員会をいう。)その他の特別支援教育に係る支援体制強化に資する助言に関すること。
 - (2) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に係る実態把握に関すること。
 - (3) 前号の実態把握に基づく望ましい教育的対応その他の専門的な見地からの助言に関すること。
 - (4) 特別支援教育コーディネーター(通知に規定する特別支援教育コーディネーターをいう。)その他の校内外の連絡調整を担う職員に対する支援に関すること。
 - (5) 特別支援教育に係る教職員等の専門性の向上に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会事務局指導室長(以下「指導室長」という。)が特別支援教育に係る各学校の体制整備及び取組を促進するものとして、特別支援アドバイザーの職務と認めた事項

(設定数)

- 第3条 特別支援アドバイザーの設定数は、9人とする。

(任用)

- 第4条 特別支援アドバイザーは、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 第2条に掲げる職務の遂行能力があると認められる者
 - (2) 臨床心理士、臨床発達心理士、公認心理師又は学校心理士の資格を有する者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 特別支援アドバイザーの任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。
- 4 特別支援アドバイザーの任用に当たり、勤務条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 特別支援アドバイザーとして任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 前条第1項第2号に定める資格を有することを証明する書類等の写し
- (3) 健康診断書
- (4) その他指導室長が必要と認める書類

(任期)

第6条 特別支援アドバイザーの任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、特別支援アドバイザーの勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 特別支援アドバイザーに対する分限は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)及び職員の分限に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第 14 号)の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 特別支援アドバイザーに対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第 15 号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 特別支援アドバイザーの服務は、東京都板橋区処務規程(昭和 44 年板橋区訓令甲第2号)の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 特別支援アドバイザーの勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月8日以内とし、勤務日は指導室長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1日につき7時間 45 分とする。
 - (3) 特別支援アドバイザーの正規の勤務時間は午前8時 30 分から午後5時 15 分まで(次号の休憩時間を含む。)とする。ただし、職務の遂行上特に必要があるときは、あらかじめ指導室長が指定した時間に変更することができる。
 - (4) 特別支援アドバイザーの休憩時間は、午後0時 30 分から午後1時 30 分までとする。ただし、職務の遂行上特に必要があるときは、あらかじめ指導室長が指定した時間に変更することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、特別支援アドバイザーの勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 特別支援アドバイザーの勤務場所は、指導室長が定める。

(休暇等)

第 12 条 特別支援アドバイザーの休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 特別支援アドバイザーの職における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第 17 号)、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号)等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 特別支援アドバイザーの給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年板橋区条例第 21 号)及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年板橋区規則第 39 号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 特別支援アドバイザーに対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号)及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 特別支援アドバイザーに対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 特別支援アドバイザーに対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(人事評価)

第 18 条 特別支援アドバイザーの人事評価については、板橋区人事評価規程(平成 8 年板橋区訓令第 20 号)の定めるところによる。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

勤務条件通知書

年 月 日	
様	事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り(※) (年 月 日～ 年 月 日)
勤務日数	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業(時分) 終業(時分) 3 休憩時間(分) 4 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区特別支援アドバイザー設置要綱第10条
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日；週 月当たり 日、その他() ○詳細は、板橋区特別支援アドバイザー設置要綱第10条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有 無) → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給() 無給()
報酬	1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/ : 計算方法:) ロ(手当 円/ : 計算方法:) ハ(手当 円/ : 計算方法:) ニ(手当 円/ : 計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()%、 ハ 深夜()% 4 報酬締切日－毎月 日 5 報酬支払日－毎月 日
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合(短期組合員)：有・無 ・雇用保険の適用(有・無) ・その他()

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()] 3 更新上限
-------	---